

都市防衛とゲマインデ

—13 世紀前半シュトラースブルクにおける市壁建設から—

江川 由布子

はじめに

市壁を主体とした都市防備は、ヨーロッパ中世都市形成におけるひとつの重要なファクターであった¹⁾。それは、建築史的な都市の形態、あるいは都市の機能的メルクマール（要塞としての軍事機能）という問題に限られない。防備建設は同時に都市の社会形態、わけてもヨーロッパ中世都市に特徴的な都市ないし市民ゲマインデ（共同体）の形成に決定的に作用した。都市の防御という共通の目的をもってなされた大規模な共同事業は、都市の住民を「防衛共同体」として結束させ、それはゲマインデを基礎づけるひとつの核となった。この連関は、ドイツ地域においては、12 世紀から13 世紀の変わり目、シュタウフェン家のフィリップ・フォン・シュヴァーベンとヴェルフェン家オットー 4 世の王位継承戦争期の都市発展において前面に出てくる。既にこれまでの研究で明らかにされているように、この時期、都市はゲマインデ形成における新たな段階を迎えることになった。それは、何より市参事会等の指導機関に基づいた都市の政治的自立の動きに特徴づけられている²⁾。王権の動揺から惹起された帝国、領邦レヴェルでの国王、諸侯らの激しい権力闘争は、彼らの都市一なかでもとりわけ経済的、軍事的に影響力のあった大聖堂都市 (Kathedralstädte)³⁾への依存を強め、結果的にその政治的上昇を促進させることとなった。こうした要素と絡みつつ都市ゲマインデの政治的自立に作用したさらに重要なファクターは、何よりかような戦時の危機的な状況において強められた市民の都市防衛への自覚であったと思われる。この関連で特徴的であるのは、この時期、諸都市における防備の強化が著しいこと⁴⁾、とりわけ有力な大聖堂都市で市民のイニシアティブの下に市壁の拡張建設が積極的に行なわれていることである⁵⁾。

小論では、こうした都市ゲマインデの政治的自立の過程における軍事的ファクターの意義と、政治共同体と防衛共同体の形成の相関性について、エルザスの大聖堂都市シュトラースブルクの事例から考察したい。この地域は、シュタウフェン家の家領を基礎とした所謂当家の「帝国ラント」として彼らの最も重要な権力基盤のひとつを形成する一方、並外れて様々な領邦権力が拮抗する極めて複雑な政治・支配構造を持っており、そこでは王位継承戦争以来 13 世紀の前半を通して、帝国の政治状況と常に絡みつつ、シュタウフェン家と、シュトラースブルクの都市領主であると同時にエルザス最大の領邦君主であったシュトラースブルク司教との間の対立を軸に、抗争が絶えなかった⁶⁾。この時期における当市のゲマインデ形成はこうした周辺領域の政治的、軍事的状況に条件づけられており、そこには都市防御の問題がとりわけ緊

密に結びついている。

1. 市壁建設の経緯

王位継承戦争を背景として 12 世紀末に勃発し、その後長期にわたりますます激化していったエルザスにおけるシュタウフェン家、シュトラースブルク司教ならびに競合する領邦君主たちの権力闘争は、シュトラースブルクに都市防備の大幅な強化を促した。その際実施された大規模な市壁の拡張建築により、北側（17 ヘクタール）ならびに南側（28 ヘクタール）二ヶ所の郊外地 (Vorstadt) が囲壁で囲まれ、結果、都市の総面積は約 99 ヘクタール、すなわちそれまでの面積（約 54 ヘクタール）のほぼ 2 倍に達した⁷⁾。

この所謂「第二次市域拡張」の正確な年代とその経過の詳細については、史料の欠如の故にはっきりと断定することができない。1400 年頃、市内の聖トーマス教会の聖職者であったヤコブ・ツヴィンガー・フォン・ケーニヒスホーフェンにより執筆された年代記によれば、この拡張工事は 1200 年に実施されたという⁸⁾。新たな防備建設が実際この頃に行われたであろうことは、1199 年のフィリップ・フォン・シュヴァーベンによる当市への攻撃—市の包囲と周辺地域の破壊—から推測することができよう⁹⁾。この工事により、まず都市の北側の部分が、Gedeckte Brückenと呼ばれる橋群からカストルム（ローマ時代の市壁）の北東の端に至る、長さおよそ 1450 メートルのれんが造りの壁によって囲まれ、かつそれに沿って掘られた水濠によって二重に防護された¹⁰⁾。とはいえ、その際、それまであったカストルム—それによって司教のブルクが他の市域と区切られていた—が取り壊されることはなく¹¹⁾、また 11 世紀の初頭か或いは聖職叙任権闘争期に実施されたと推測される一回目の市域拡張の際建設された市壁も完全に撤去されることはなかった¹²⁾。

市の南方、イル川（当時はブロイシュと呼ばれていた）右岸の郊外地にも上記の Gedeckte Brückenから聖シュテファン橋に向かって防壁（長さ約 1650 メートル）と水濠が造られた¹³⁾。この囲壁工事についてツヴィンガーは、北側の市域拡張と同時期、すなわち 1200 年頃に行われたと伝えている¹⁴⁾。一方、ダニエル・シュベックリンによる年代記の書き抜き集（16 世紀）の一節は、南方の囲壁は 1228 年に建設されたとしている。それによれば、シュトラースブルクでは、当時激化していた戦争から自らを守るため、既に以前始まっていたが未完成のままであった囲壁建築に人々が着手したという¹⁵⁾。この南側の市壁建設が北側の市壁建設とともにまとまったひとつの事業として計画されていたのか、それとも新たに企画されたものであったのかは定かでない¹⁶⁾。とはいえ、上の史料が伝えているように、1228 年頃に都市防衛の必要性が一段と高まっていたことは、1225 年に勃発し、エルザス全域を巻き込み当時激しさを増していたシュトラースブルク司教ベルトルト・フォン・テックとプフィルト伯の間のダグズブルク伯の遺領をめぐる戦い—その際シュトラースブルク市民は司教側を支援して戦争に参画した—から推測することができる¹⁷⁾（シュベックリンの抜き書きにある「戦争」とはおそらくこの事件を指している）。注目すべきことに、この時期、それまで一重であった北側の市壁と水濠も二

重に補強され、防備がさらに強化されている¹⁸⁾。

この大規模な市壁建設がいつ完了したのかについて、史料は特に伝えていない。但し、1262年に発行されたある証書には、「シュトラースブルクにおける右側の囲壁の外側に (*usserhalb der rechten rincmure ze Strasburg*)」という言及がみられる¹⁹⁾。明らかにこれは都市の南側の市壁を指している。ここから、先の市壁建設が遅くともこの頃までに終えられていたことが推測されよう。建築された囲壁は8つの主要な市門 (Tor) —北側、南側ともに4つずつ—、25の塔ならびにいくつかの小さな門 (Pforte) を有した²⁰⁾。市門は軍事的に重要であるばかりでなく、都市の内と外を結ぶ交通の要所として機能した。すべての主要な街道はこれらの市門を出発点としていた²¹⁾。当時の防備建設の一環としてさらに実施されたと考えられるのが、聖アウレーリエン教会を中心とした都市西側の郊外地の境界防塞としての防備固めである²²⁾。1261年から63年にかけて起こったシュトラースブルク司教ヴァルター・フォン・ゲロルズエックとシュトラースブルク市民の戦いについての記録から、その当時アウレーリエン教会の傍に門があったことが明らかであることから²³⁾、この郊外地が、市壁によってまだ囲まれていなかったにせよ、既に何らかの形で防護されていたのではないかと推測される²⁴⁾。

2. 市域拡張にみる「都市化」の構造

上述の市壁建設と市域拡張の原因としては、軍事的必要性とともに、おそらく都市の経済発展と人口増加を背景として郊外地で当時既に高度な水準に達していた都市化 (Urbanisierung) の状況があったと考えられる²⁵⁾。北側の郊外地の市域組み入れについてツヴィンガーの年代記は次のように伝えている—「それまで都市の外側にあったアルメンデ (都市の共有地)、ユング・ザンクト・ペーター教会、ロスマルクト (Roßmarkt—馬市場) が都市に含められ囲壁で囲まれた」²⁶⁾。ここに、当郊外地における集落形成が、3つの核—共有地・教会・市場—をもって既に相当に発展していたことが読み取れるであろう。ユング・ザンクト・ペーター教会は1031年、司教ヴィルヘルムによって創建されたシュティフト教会であるが、1217年に初めてこの教会の「教区民 (*parrochiani*)」という表現が史料に現れ²⁷⁾、さらに1256年、当教会が市内のフランチェスコ会女子修道院 (聖クララ) との和解に関して発行した証書には、この女子修道院が彼らの「教区内 (*infra fines parrochie nostre*)」に建てられていたとあることから²⁸⁾、この頃当教会が教区教会として機能していたことがわかる。とはいえ、この教会はおそらくそれ以前から既に教区教会としての権限を有していたと思われる²⁹⁾。この点は1143年に当教会の埋葬権が言及されていることから推測できよう³⁰⁾。北側の郊外地の集落発展はこの教区教会と緊密に結びついていたに違いない。こうした宗教・祭祀的要素と並んでこの区域の都市化の中核を形成したのがロスマルクト (*forum equorum*) であった³¹⁾。12世紀から史料に現れるこの市場広場が都市の経済活動に重要な役割を果たしていたであろうことはその位置関係—それは北側の旧ローマ街道 (この街道は西側のローマ街道とともに都市内外を結ぶ最古の、かつ最も重要な幹線道路であった) がユング・ザンクト・ペーター門を通過してカストルムに達する地点か

らその北壁に沿って形成されていた一から明らかである。このように、この郊外地の発展構造には、都市化における宗教的・経済的・交通地理的要因の緊密な相互作用が明確に現れている³²⁾。この区域が都市の公共生活において特に重要であったことは、そこにアルメンデが存在していた点からもさらに推測できるであろう。

南側の市域拡張の中心には教区教会である聖ニコラウス教会があった³³⁾。この教会は1182年—当時は礼拝堂(Kapelle)であった—、Spender (*dispensator*) と呼ばれるシュトラースブルク司教の役人であったヴァルターによって、イル川の右岸、聖トーマス教会の教区内に彼が所有していた地所に建てられた³⁴⁾。建立者の意図は、聖トーマス教会から遠く離れたところに住む信者のために、当教会の保護権の下に新たに教区教会を設立することにあつたと思われる³⁵⁾。北側の郊外地と同様、この区域の都市化も教区教会の発展と関連していたに相違ない。このように、南北郊外地への市域拡張は、都市形成において教区がそのひとつの重要な基礎であったことを示している。

3. 市壁建設における市民の指導的役割—都市防衛と共同体形成の連関

ところで、この大掛かりな市壁建設の担い手は一体誰であったのだろうか。大聖堂都市の場合、10、11世紀においては、一般的に都市の防備、建設事業の指導権は大抵都市領主である司教にあつたが³⁶⁾、先に触れた、11世紀初頭或いは聖職叙任権闘争期に行われたと思われるシュトラースブルクにおける最初の市壁増築について、そのイニシアティブを実際に司教が取っていたのかどうかは史料の不足から確定できない。12世紀の成立と思われる所謂シュトラースブルク第一都市法も、都市の防備ならびに公共建築に関する権限についてはごく断片的にしかなっていない。それによれば、都市の市壁、防塁、道路は司教によって任命される都市役人ブルクグラフの監督下にあり、それらを破壊した者、或いは道路に何かを建てた者は彼に罰金を支払わなければならなかった³⁷⁾。橋の建設に関しては、一回目の市壁増築の際拡張された区域(*nova urbs*)についてはやはり司教の都市役人である徴税人が、ローマ時代からの旧市域についてはブルクグラフが管轄した³⁸⁾。これらの規定から察するに、都市の公共建築は一般的に司教の都市支配の範囲内にあつたと思われる。但し、ここでさらに注目すべきは市門についての条文である。そこには、鍛冶職人は市門を閉めるための錠と鎖を *res publica* から賄って—すなわち都市共同体の公的な費用負担によって作るべきことが定められている³⁹⁾。この規定は市の公共建設に対する都市住民の共同出資を間接に示唆するものといえないであろうか。

さて、ここで問題となる1200年頃の市壁建設の着手について、シュベックリンの年代記抜き書き集に収められた記録によれば、フィリップ・フォン・シュヴァーベンの都市包囲によって被った被害と郊外地における敵方の優勢をシュトラースブルク市民が目にした時、彼らは都市の防備建築を遂行するに至ったが、その際、関税門(=聖ミカエル礼拝堂へ向かう門)、シュパイアー門、ブルク門(=ユング・ザンクト・ペーター門)の3つの市門は司教コンラートによって作られた、なぜならば司教はそこに関税徴収所を有していたからである、とある⁴⁰⁾。こ

の記述は確かに当時のシュトラースブルク司教コンラート・フォン・フーネブルク(1190-1202)の防備工事への関与を示唆しているが、とはいえそこでむしろ強調されているのは、戦争によって与えられた被害と敵のさらなる攻撃に対する共通の危機感から都市の防護のために結束した市民たちの市壁建設におけるイニシアティブである。

この点については市壁建設当時の史料がさらに手がかりを与えている。とりわけ注目されるのは、司教コンラートの在位期間中に市のブルゲンセス (*burgenses nostre civitatis*) が「都市の共通の利益のために (*ad communem urbis utilitatem* [原文通り])」都市アルメンデの一部から地代を徴収することを独自に取り決めていることである⁴¹⁾。これはおそらく、当時着手された市壁建築—それは莫大な出費を伴う共同事業であった—のための資金調達を目的とした措置であったろうと思われる⁴²⁾。都市防御への都市住民の積極的な関与、とりわけブルゲンセスのそこでの指導的役割は、王位継承戦争期における彼らの政治的影響力の上昇から推測され得る。フィリップ・フォン・シュヴァーベンとシュタウフェン家の敵方に組していた司教コンラートとの間の抗争から生じた1199年のフィリップによる都市包囲について、シュヴァーベンの年代記者ブルクハルト・フォン・ウルスベルクの記述(13世紀前半)によれば、フィリップの攻撃に抵抗不可能であることを認めたシュトラースブルクの市民たち (*cives*) はフィリップを彼らの主君として都市に入場させ、そこで彼に忠誠を誓い、また司教もフィリップと和解したとある⁴³⁾。市民がこの時フィリップに対して本当に忠誠宣誓を行なったのかどうかは定かでない⁴⁴⁾。しかし、上の記述は、市民が当時司教権力から自立した政治的行為を行ない得る力を有していたことを示唆している。これと関連してさらに注目されるのは14世紀の半ばに執筆されたラインハルズブルンナー年代記の一節である。それによれば、フィリップの攻撃が長く続き、そこから荒廃と大量の殺戮がもたらされた時、シュトラースブルクのブルゲンセスは司教にフィリップと和解するよう勧め、そうして両者は和議へと至った、とある⁴⁵⁾。なお、この記述のなかでブルゲンセスが都市住民全体 (*civitatisenses*) と区別されるあるひとつのグループとして現れている点に特に注意しておきたい。

ラインハルズブルンナー年代記の記述の信憑性は事件当時の史料から証明されよう。1201年、司教コンラートはハプスブルグ伯ルードルフ2世とレーエン契約を締結し、そこで、上エルザスにおける司教の最も重要な軍事拠点であったルーファッハのフォークト職をルードルフに授与している。注目すべきことに、司教はこの契約をシュトラースブルクの司教座聖堂参事会、司教のミニステリアル、ブルゲンセスの3つのグループの助言の下に行なっている⁴⁶⁾。この証書においてブルゲンセスは初めてミニステリアルと並ぶ独立したグループとして、彼ら自身の印章 (*sigillum burgensium nostrorum*) —後の都市印章—をもって現れている。印章には、3つの教会塔(おそらく市の教会組織の中心であった大聖堂、聖トーマスおよびユング・ザンクト・ペーター教会)とそれらをはさんで立つ2つの市壁塔を背景に、市の守護聖人である聖母マリアが幼児キリストとともに描かれている。ここに既に市壁塔がみられるところから、それが都市のシンボルとしていかに市民に強く意識されていたかが窺えよう。刻銘には

SIGILLUM BVRGENSIVM ARGENTINENSIS CIVITATIS (都市アルゲンティーナ [シュトラースブルクのラテン名] のブルゲンセスの印章) とあり、さらに次の銘文が刻まれている—「処女マリアよ、[シュトラースブルクの] 民と都市を守って下さるようどうぞ汝の子に頼み給え！」^{46a)}。ここに、フィリップ・フォン・シュヴァーベンによる包囲から生じた危機的な状況のなかで強められた市民の都市防衛に対する自覚と結束をはっきりと読み取ることができよう。

ところで、上で既に示唆したように、この当時の「ブルゲンセス」を市民の全体と必ずしも同一視することはできない。この点は 1205 年にフィリップ・フォン・シュヴァーベンが都市に与えた特許状のなかの文言—「ブルゲンセスか或いはさらに都市のすべての市民 (*vel ipsi burgenses vel etiam quinquę ipsius civitatis cives*)」—からも明らかである⁴⁷⁾。彼らはおそらく市民のなかで特に指導的地位にあった者たちと考えられる。ブルゲンセスが司教座聖堂参事会、ミニステリアルと並ぶ都市の政治的勢力として台頭してきたことは、先に触れた 1201 年の司教とハプスブルク伯の契約証書が示しているところであり、また、このグループが市民共同体の指導的立場にあったことは、上述の都市アルメンデからの地代徴収に関する取り決めを彼らが行なっている点から明らかである。さらに注目すべきことに、このアルメンデ文書には 12 名の *consilarii et rectores nostre civitatis* が証人として列挙されている。ここに組織的実体を備えた市参事会の形成が史料の上で初めて確認される。この代表機関の出現とブルゲンセスの政治的上昇の時期的符合はけっして偶然ではなからう。12 名の証人は 5 名のミニステリアルと 7 名のブルゲンセス—この 7 名は皆前述の 1201 年の司教のレーエン文書のなかで「ブルゲンセスからの (*de burgensibus*)」証人として名前を挙げられている—から成っており、この数における優勢からも、市民の自治形成における彼らの指導的役割を読み取ることができる。かような都市における政治構造の大幅な変化、なかでも都市住民のなかからの新たな指導勢力の台頭と市民共同体の政治的自立の動きには、都市内部における社会的変化とともに、王位継承戦争と絡んで激化したエルザスにおける領邦権力闘争に集中したために司教が都市支配から遠ざからざるを得なかったことが大きく作用したと思われる。加えて戦争における司教の軍事的窮境はおそらく都市に対する自身の影響力をさらに弱めることとなった。このように、1200 年頃の市壁建築には、帝国ならびに周辺地域の政治状況を背景として起こった当時の都市における支配関係の変動との直接の関連をみることができよう。

都市防備建設に対する市民のイニシアティブはその後の史料にさらに明確に示されている。1220 年頃の成立と思われる所謂第二都市法—そこでは市参事会が法的に定められた都市の裁判・行政機関として初めて言及されている—には、市参事会の命令への違反の故に都市に支払われる罰金の半分は都市の建築・防備工事 (*opus civitatis*) のために用いられることが定められている⁴⁸⁾。市の防備建築に対する都市ゲマインデの自立的権限は 1239 年の市参事会証書に具体的に読み取ることができよう。それによれば、都市ゲマインデ (*universitas civitatis nostre*) は市民リューデガー・リューゼスに聖シュテファン教会の傍にあるひとつの *insula* (貸家、あるいはあるひとつのまとまった家屋群を指していると思われる) を売却していたが、その場所が市壁

と堀 (*murum et fossatum civitatis*) の建設のために必要となったので、市参事会は、ゲマインデの同意の下に、その埋め合わせとしてリュエデガーの相続者たちにその *insula* の後ろに位置する別の *insula* を与えている⁴⁹⁾。さらに注目すべきは 1246 年の市参事会証書である。そこでは、彼らが、市の参審人と他の市民、ならびに *magistri operis civitatis* の同意と意思の下に、上述の聖シュテファン教会とリュエゼスの *insula* の間にある塔ならびにそれに付随する地所をシュパイアーの聖職者ウルリッヒ・ゲルヴァジウスに永代借地として与えたことが証されている⁵⁰⁾。ここで言及されている *magistri operis civitatis* とはおそらく市参事会ないしゲマインデの管轄下にあつて市の公共建築を管理・指導する役職であろう⁵¹⁾。ところで、この契約では、ウルリッヒあるいはその相続者が当該の塔と地所を売却もしくは質入れしたい場合、それらをまず都市シュトラースブルクに売り渡さなくてはならないとされている。もし都市がそれらを買入れない場合は彼らは別の者に売却してよいが、但しその際けっして聖俗の権力者に (*potentibus viris*) 譲渡してはならず、都市に損害を与えたり都市を占拠・攻撃することのない、ふさわしい者たちにのみ (*hominibus competentibus, per quos civitas non possit gravari vel occupari*) 与えられるべきことが強調されている。都市がこうした条件を取って明文をもって掲げた背景には、教皇インノケンティウス 4 世と神聖ローマ皇帝フリードリヒ 2 世の対立と結びついて当時ますます激化の一途をたどっていたエルザスにおける領邦君主、貴族らの抗争があった。上述の *potentes viri* とはおそらくこうした競合する支配者たちを指しているものであり、上の取り決めは、市内の不動産獲得—1239 年の史料から察せられるように、何より当該の塔は都市防備の重要地点に位置していた—による彼らの都市への介入とそれによる市の平和と自立の攪乱を懸念したものに違いない。ここに、都市防備に対する市参事会およびゲマインデの完全な権限の掌握と、彼らの都市防衛の担い手としての強い意識を読み取ることができよう。

おわりに

以上素描してきた 13 世紀前半のシュトラースブルクにおける都市防備をめぐる一連の事象は、戦時における危機的状況のなかで強められた都市防衛の担い手としての市民の自覚と彼らの「防衛共同体」としての結束が、当時の都市ゲマインデの自治共同体としての形成と強化に深く関わっていたことを明らかにしている。但し、この過程は、従来の中世都市理解において定式化されてきた、2 つの社会原理—ヘルシャフトとゲノッセンシャフト—の対立関係、すなわち、中世世界を基礎づけていた封建領主支配に対立する共同体的=ゲノッセンシャフト的ファクターとしての都市ゲマインデの台頭という図式で単純に捉えられるべきものではない⁵²⁾。むしろそこには、都市の自治形成が、変動する帝国ならびに周辺ラントの支配関係との関連のなかで生じた現象であったことが示唆されている。都市ゲマインデの政治的自立は、同時に彼らが都市支配の担い手として、また中世全体の政治・支配構造におけるひとつの重要な権力要素として上昇する過程であり—シュタウフェン家対ヴェルフェン家の王位継承戦争以降長く続いた帝国、領邦における政治的抗争と分裂の時代は、特にその有利な条件となった—、防衛・

軍事力はそのためのひとつの重要な基礎をなした。都市ゲマインデ形成の問題を考える場合、こうした「支配」の観点が見過ごされてはならないであろう。

注

- 1) この問題に関する基本的な研究としては C. Haase, *Die mittelalterliche Stadt als Festung. Wehrpolitisch-militärische Einflußbedingungen in Werdegang der mittelalterlichen Stadt*, in: *Die Stadt des Mittelalters*, hg. v. C. Haase, Bd.1, Darmstadt 1975, S. 377-407 (Erstdruck in: *Studium Generale* 16, 1963, S. 379ff.). その他 H. Koller, *Die mittelalterliche Stadtmauer als Grundlage städtischen Selbstbewußtseins*, in: *Stadt und Krieg*, hg. v. B. Kirchgässner u. G. Scholz, Sigmaringen 1989, S. 9-25. 特に建築史的観点からは C. Meckseper, *Kleine Kunstgeschichte der deutschen Stadt im Mittelalter*, Darmstadt 1982, S. 89-104.
- 2) これに関しては、B. Töpfer, *Stellung und Aktivitäten der Bürgerschaft von Bischofsstädten während des staufisch-welfischen Thronstreits*, in: *Stadt und Städtebürgertum in der deutschen Geschichte des 13. Jahrhunderts*, hg. v. B. Töpfer, Berlin 1976, S. 13-62.
- 3) これらの都市は従来「司教都市 (Bischofsstädte)」として類型化されてきた。「司教都市」概念においては、その都市が司教所在地であったということだけでなく、司教の都市領主としての存在がその決定要素となっている。しかし、実際には、後期シュタウフェン期以降、必ずしも司教は都市に留まっておらず、また特に都市支配の観点からみた場合、これらの都市が中世を通して常に司教の単独支配下にあったわけではなく、国王・皇帝権力との緊密な関わり、司教座聖堂参事会をはじめとする教会勢力の影響力、市民の政治的自立など、そこでの支配関係は複合的、かつ時期により変容しており、また都市によって様々であった。したがって、これらの都市を「司教都市」として一様に定義しまとめてしまうことは難しい。都市支配という側面に限定せず、より広い視点からみれば、これらの都市の形成・機能に共通する核は司教区の中央教会であった大聖堂—それは都市ならびに周辺地域の宗教的中心であるばかりでなく、そこでの政治、経済、交通の中核として常に重要な役割を果たした—にむしろ見出すことができるであろう（こうした都市類型としての「司教都市」と「大聖堂都市」の問題について、詳しくは W. Ehbrecht, *Einführung in die 4. Lieferung*, in: *Westfälischer Städteatlas*, Lieferung 4, hg. v. W. Ehbrecht, Altenbeken 1993 (ページ記載なし))。このような観点から、ここでは「大聖堂都市」概念を用いている。
- 4) Koller, *Die mittelalterliche Stadtmauer*, S. 18.
- 5) Töpfer, *Stellung*, S. 59f.
- 6) エルザスの支配構造と、シュタウフェン期におけるその変容については、A. Hessel, *Die Beziehungen der Straßburger Bischöfe zum Kaisertum und zur Stadtgemeinde in der ersten Hälfte des 13. Jahrhunderts*, in: *Archiv für Urkundenforschung* 6, 1918, S. 266-275; H. Fein, *Die staufischen Städtegründungen im Elsaß*, Frankfurt a. M. 1939; W. Maier, *Stadt und Reichsfreiheit. Entstehung und Aufstieg der elsässischen Hohenstaufenstädte (mit besonderer Berücksichtigung des Wirkens Kaiser Friedrichs II.)*, Zürich 1972, S. 8-29.
- 7) C. Goehner / E. Brumder, *Geschichte der räumlichen Entwicklung der Stadt Straßburg*, Straßburg 1935, S. 12; J.-J. Schwien, *Strasbourg. Document d'évaluation du patrimoine archéologique urbain*, Tours 1992, p. 87.
- 8) Chronik des Jacob Twinger von Königshofen, in: *Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16.*

- Jahrhundert*, hg. durch die Historische Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 9: *Die Chroniken der oberrheinischen Städte. Straßburg*, Bd. 2, Leipzig 1871 (ND Göttingen 1961), S. 718.
- 9) この事件については *Annales Marbacenses*, in: *Monumenta Germaniae Historica, Scriptores* (以下 MGH SS と略記), Bd. XVII, hg. v. G. H. Pertz, Hannover 1861 (ND Stuttgart / New York 1963), S. 169; *Burchardi et Cuonradi Urspergensium Chronicon*, in: MGH SS, Bd. XXIII, hg. v. G. H. Pertz, Hannover 1874 (ND Stuttgart / New York 1963), S. 368; *Cronica Reinhardsbrunnensis*, in: MGH SS, Bd. XXX 1, Hannover 1896 (ND Stuttgart / New York 1964), S. 561f.
 - 10) Goehner / Brumder, *Geschichte der räumlichen Entwicklung*, S. 12; Schwien, *Strasbourg*, p. 91. この「第二次市域拡張」の際掘られた水濠が元来自然の水路であったのか否かについては、研究において意見が分かれている。これに関しては F. v. Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg i. E. vom Wiederaufbau der Stadt nach der Völkerwanderung bis zum Jahre 1681*, Straßburg 1902, S. 20.
 - 11) Schwien, *Strasbourg*, pp. 92-93.
 - 12) Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg*, S. 16. 第一回目の市域拡張の年代推定については Schwien, *Strasbourg*, p. 77; F. G. Hirschmann, *Stadtplanung, Bauprojekte und Großbaustellen im 10. und 11. Jahrhundert. Vergleichende Studien zu den Kathedralstädten westlich des Rheins*, Stuttgart 1998, S. 365f.
 - 13) Goehner / Brumder, *Geschichte der räumlichen Entwicklung*, S. 12; Schwien, *Strasbourg*, pp. 91-92.
 - 14) Chronik des Jacob Twinger, S. 719.
 - 15) R. Reuss, *Fragments des anciennes chroniques d'Alsace II: Les Collectanées de Daniel Specklin. Chronique strasbourgeoise du seizième siècle*, Strasbourg 1890, n° 893, p. 90.
 - 16) この問題については Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg*, S. 20f.
 - 17) この戦いについては Maier, *Stadt und Reichsfreiheit*, S. 22-25.
 - 18) Schwien, *Strasbourg*, p. 92.
 - 19) Urkundenbuch der Stadt Straßburg Bd. I, Urkunden und Stadtrechte bis zum Jahr 1266, bearb. v. W. Wiegand, Straßburg 1879 (以下 UB I と略記), Nr. 487, S. 369.
 - 20) Schwien, *Strasbourg*, p. 92. あわせて Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg*, S. 25-34 も参照。Apell は、塔の数を 35 であったとしている (ebd., S. 34)。
 - 21) Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg*, S. 27.
 - 22) これについては Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg*, S. 39f. を参照。
 - 23) それによれば、司教軍はこの門から都市へ攻め込もうとした (*Bellum Waltherianum*, in: MGH SS, Bd. XVII, hg. v. G. H. Pertz, Hannover 1861 (ND Stuttgart / New York 1963), S. 106)。
 - 24) Apell, *Geschichte der Befestigung von Straßburg*, S. 40.
 - 25) 都市拡張をめぐる研究上の諸問題を全般的に扱ったものとして、E. Maschke / J. Sydow (Hgg.), *Stadterweiterung und Vorstadt*, Stuttgart 1969 を参照。
 - 26) Chronik des Jacob Twinger, S. 719.
 - 27) E. L. Stein, *Geschichte des Kollegiatstifts Jung-Sankt Peter zu Straßburg von seiner Gründung bis zum Ausbruch der Reformation*, Freiburg i. Br. 1920, S. 42.
 - 28) UB I, Nr. 406, S. 305f.
 - 29) L. Pflieger, *Kirchengeschichte der Stadt Straßburg im Mittelalter*, Colmar 1941, S. 50.

- 30) Stein, *Geschichte des Kollegiatstifts Jung-Sankt Peter*, S. 42.
- 31) この地名の史料における伝承については、C. Schmidt, *Straßburger Gassen- und Häusernamen im Mittelalter*, 2., neu bearbeitete Aufl., Straßburg 1888, S. 146f.; A. Seyboth, *Das alte Straßburg. Vom 13. Jahrhundert bis zum Jahre 1870. Geschichtliche Topographie nach den Urkunden und Chroniken*, Straßburg (o. J.), S. 14f.
- 32) こうした都市化のメルクマールは、最初の市壁増築の際拡張された西側の区域の構造にも顕著に現れている。そこでは、西へ延びるローマ街道、カストルムの西壁に隣接した魚市場広場—そこでちょうどそのローマ街道がカストルムに達する—、そして3つの教区教会（聖マルティン、聖トーマス、アルト・ザンクト・ペーター）が集落形成の核を形成していた。この時期の都市化の状況について詳しくは Schwien, *Strasbourg*, pp. 73-84; Hirschmann, *Stadtplanung*, S. 356-367. ロスマルクトもそうであるが、市場がカストルムに沿って形成されていた点は、都市の公共経済生活と大聖堂を核とした旧市域との緊密な結びつきを示唆している。
- 33) ツヴィンガーは次のように記している。「(北側の市域拡張と) 同じ頃、プロイシュ川 (=ニール川) の向こう側の郊外地—そこは現在聖ニコラウス教会の教区であるが—が囲壁で囲まれ、都市の右側に組み入れられた。」(Chronik des Jacob Twinger, S. 719)
- 34) UB I, Nr. 119, S. 99f. 'Spender' は、主に収支を管理する行政職であったと思われる。ヴァルターは、おそらく、13世紀における都市の指導門閥の一つに数えられた Spender 家の始祖であった (H. Mosbacher, *Kammerhandwerk, Ministerialität und Bürgertum in Straßburg. Studien zur Zusammensetzung und Entwicklung des Patriziats im 13. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* 119 (NF 80), 1971, S. 108)。
- 35) Pflieger, *Kirchengeschichte*, S. 53. この礼拝堂は設立当初から授洗権と埋葬権を有していた (UB I, Nr. 119, S. 99)。
- 36) Hirschmann, *Stadtplanung*, S. 473 u. S. 492-498.
- 37) UB I, Nr. 616, Art. 80 u. 81, S. 472.
- 38) Ebd., Art. 58, S. 471.
- 39) Ebd., Art. 107, S. 474.
- 40) Reuss, *Les Collectanées de Daniel Specklin*, n° 839, p. 70. 中世の終わり、シュパイアー門には司教コンラートを称える像が存在したという (*Regesten der Bischöfe von Straßburg*, Bd. 1, Teil 2: *Regesten der Bischöfe von Straßburg bis zum Jahre 1202*, hg. v. P. Wentzcke, Innsbruck 1908, Nr. 705, S. 374)。
- 41) UB I, Nr. 144, S. 119. 証書には日付が記されていないが、この取り決めは司教コンラートの在位の時に行なわれた (*acta sunt hec temporibus illustri principis Cunradi de Huneburg Argentinensis episcopi*) とある。
- 42) 一般的に、市民は建設費用を主として自ら税金を徴収することによって賄った (Töpfer, *Stellung*, S. 59)。
- 43) Burchardi et Cuonradi Urspergensium Chronicon, S. 368.
- 44) クルーゼが既に指摘しているように (E. Kruse, *Verfassungsgeschichte der Stadt Straßburg, besonders im 12. und 13. Jahrhundert*, in: *Westdeutsche Zeitschrift für Geschichte und Kunst, Ergänzungsheft I*, 1884, S. 35f.)、ブルクハルトの当該の記述は、おそらくフィリップ・フォン・シュヴァーベンが都市シュトラースブルクの自分に対する忠誠に答え彼らに与えた1205年の特許状から逆推論されたもの

であると思われる。

- 45) Cronica Reinhardsbrunnensis, S. 562.
- 46) UB I, Nr. 139, S. 114f.: [...] *consilio fratrum nostrorum majoris ecclesie* [sic], *hominum quoque ministerialium et burgensium nostrorum* [...] (ebd., S. 114).
- 46a) Ebd., S. 115.
- 47) Ebd., Nr. 145, S. 120.
- 48) Ebd., Nr. 617, Art. 50, S. 480.
- 49) Ebd., Nr. 261, S. 202f.
- 50) Ebd., Nr. 298, S. 228f.
- 51) H. G. Nagel, *Die Entstehung der Straßburger Stadtverfassung*, Straßburg 1916, S. 105; E. Rütimeyer, *Stadtherr und Stadtbürgerschaft in den rheinischen Bischofsstädten. Ihr Kampf um die Hoheitsrechte im Hochmittelalter*, Stuttgart 1928, S. 122.
- 52) こうした「ヘルシャフト」と「ゲノッセンシャフト」の対極化による中世都市ゲマインデ理解を基礎づけたのは、オットー・フォン・ギールケのゲノッセンシャフト理論である。そこでは封建支配体制の崩壊のなかで新たに生まれた中世都市の共同体的諸形態が近代国家ゲマインヴェーゼンの歴史的起源として位置づけられている (O. v. Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, Bd.1: *Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft*, Berlin 1868 (ND Darmstadt 1954))。こうしたヘルシャフトに対抗するゲノッセンシャフトとしての都市ゲマインデの性格付けはマックス・ヴェーバーの歴史社会学的都市論によってさらに明確にされた。ゲマインデの特質としてアウトノミーとアウトケファリーに基づく市民自治を強調したヴェーバーは、都市のゲマインデ形成が、主として市民によるコンユラーティオー（宣誓共同体）の結成を基礎としてなされた、伝統的な領主支配に対する革命的行為であったとしている (M. Weber, *Die Stadt*, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik* 47, 1920/21, S. 621-772; auch in: *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriß der verstehenden Soziologie*, 5., revidierte Aufl., besorgt v. J. Winckelmann, Studienausgabe, Tübingen 1972, S. 727-814 [世良晃志郎訳『都市の類型学』創文社 1965年])。こうした「アウトノミー」、革命的「コンユラーティオー」に基づくゲマインデ理解は、ドイツ中世史学、特に法制史中心の都市史研究において、修正されつつも、基本的には保持されている。近年では、ゲールハルト・ディルヒャーがヴェーバー都市論の中世都市史研究における意義の再評価を行っており、そこではヴェーバーの理念的都市理解が、「歴史的過程の叙述」ではなく、「理論的構想」として尚重要性を有し、それに基づき法制史研究が明らかにしてきた、中世都市ゲマインデの宣誓共同体的、アウトノミー的な本質の意義を強調している (G. Dilcher, *Max Webers Stadt und die historische Stadtforschung der Mediävistik*, in: *Historische Zeitschrift* 267, 1998, S. 91-125)。こうしたゲマインデ理解は、中世都市の政治的自立という極めて重要な現象をとらえながらも、構想的には尚一面的と言わざるを得ない。看過されてならないのは、既にオットー・ブルナーが指摘しているように (O. Brunner, *Stadt und Bürgertum in der europäischen Geschichte*, in: Ders., *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 2., vermehrte Aufl., Göttingen, 1968, S. 222 [石井紫郎・石川武他共訳『ヨーロッパその歴史と精神』岩波書店 1974年、341-342頁])、中世都市ないしゲマインデが、実際には中世の全体的な支配・社会構造のなかで発生、変容した動的現象であるという点であり、この見地からすれば、ゲマインデ形成とその構造におけるヘルシャフトとゲノッセンシャフトの両原

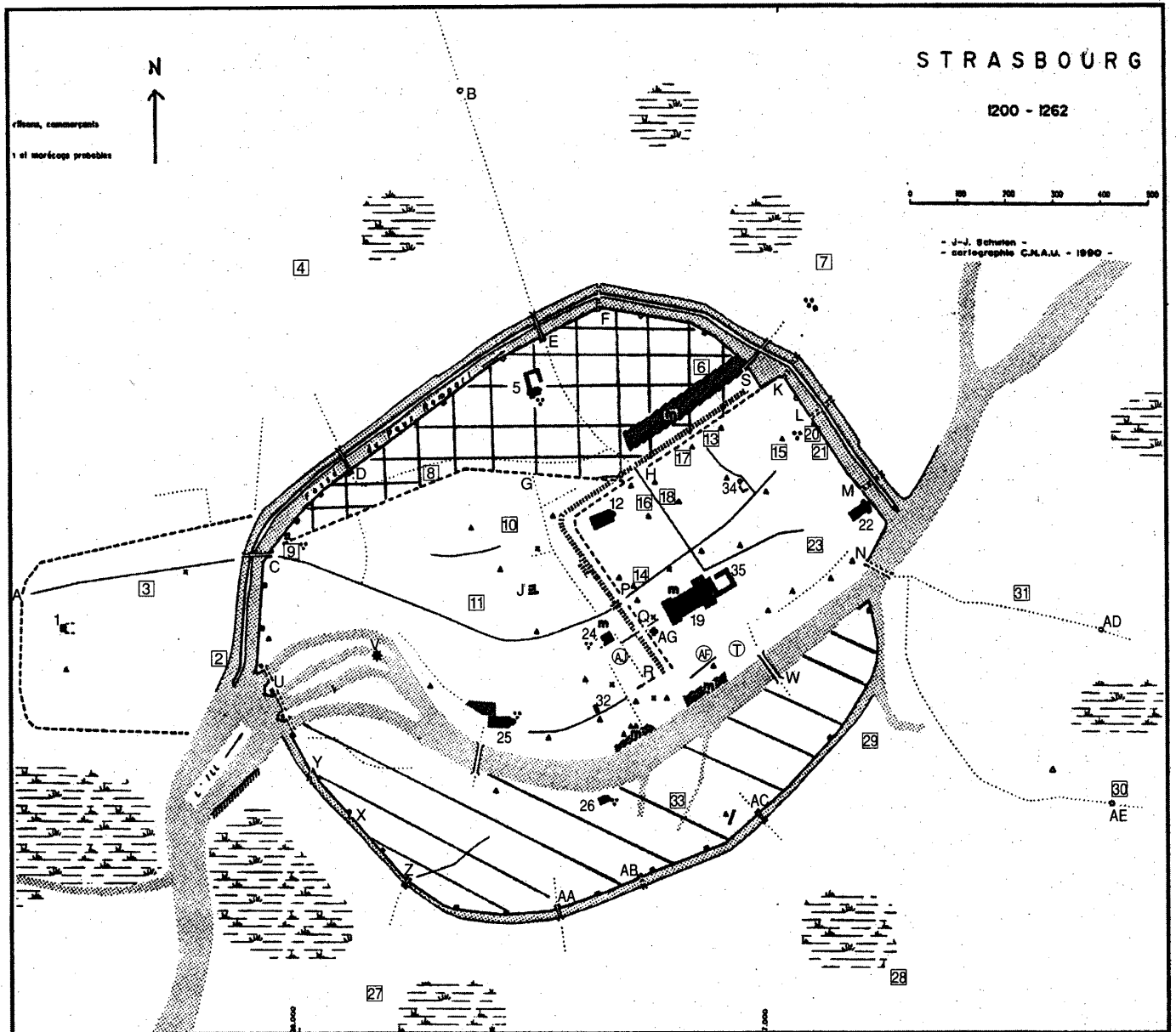
理の関係は、その対極化においてではなく、むしろその相関性において捉えられるべきであろう。こうした中世都市史研究の構想と方法論については、さらに A. Haverkamp, Die "frühbürgerliche" Welt im hohen und späteren Mittelalter. Landesgeschichte und Geschichte der städtischen Gesellschaft, in: *Historische Zeitschrift* 221, 1975, S. 571-602 を参照。また、我が国における中世都市史研究でこの問題を指摘したものとして、たとえば魚住昌良「日欧比較史の試み—中世都市の指導層」(『アジア文化研究(国際基督教大学学報 III-A)』15、1985年、3-17頁)を参照されたい。(本号 75-89 頁に転載。)

(右頁図) 1200-1262 年のシュトラースブルク

A 聖アウレリエン教会傍の門 B Fulburge 門 C 聖ミカエル礼拝堂へ向かう門 D 司教ブルク門 (シュパイアー門)
E ユング・ザンクト・ペーター門 (ブルク門) F Schiltigheim 小門 G 牛の門 (Rintburgetor) H 石の門 J 手工業者の施設? K Waldner 小門 L 聖アンドレアス小門 M 石の小門 N 聖シュテファン門 P Hawardi 門 Q Kleffmann 門 R Porta Boum S ユダヤ人門 T 司教館 U Gedeckte Brücken V Spitzmühle W 新橋 X Finckweiler 塔傍の小門 Y フランス人の塔傍の小門 Z 聖エリーザベト門 AA Bündetor AB 聖マルクス小門 AC 肉屋の門 AD 聖ニコラウス修道院門 AE 聖ヨハネ修道院門 AF 大聖堂建築職人の館 (Liebfrauenwerk) AG 聖レオンハルト施療院 AJ 司教の造幣所 1 聖アウレリエン (教区教会) 2 三位一体修道院 3 聖ミカエル礼拝堂 4 Zum Elenden Kreuz 礼拝堂 5 ユング・ザンクト・ペーター (教区教会) 6 聖クララ女子修道院 7 聖マグダレーナ女子修道院 8 聖ヤコブ礼拝堂 9 アルト・ザンクト・ペーター (教区教会) 10 フランチェスコ会修道院 11 聖ヴァルブルガ礼拝堂 12 ドミニコ会修道院 13 聖ゲオルグ・聖マグダレーナ礼拝堂 14 聖ヤコブ礼拝堂 15 洗礼者ヨハネ・福音史家ヨハネ礼拝堂 16 聖マルガレーテ礼拝堂 17 聖ペトロネラ礼拝堂 18 聖ニコラウス礼拝堂 19 大聖堂 20 聖アンドレアス (教区教会) 21 アントニウス会修道院 22 聖シュテファン (教区教会および修道院) 23 聖十字架礼拝堂 24 聖マルティン (教区教会) 25 聖トーマス (教区教会) 26 聖ニコラウス (教区教会) 27 聖エリーザベト (ドミニコ会女子修道院) 28 聖アグネス (ドミニコ会女子修道院) 29 聖カタリーナ (ドミニコ会女子修道院) 30 聖ヨハネ (ドミニコ会女子修道院) 31 聖ニコラウス (ドミニコ会女子修道院) 32 礼拝堂? 33 聖ニコラウス礼拝堂 34 ユダヤ人の典礼浴場 35 司教座聖堂参事会

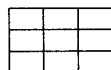
出典: J.-J. Schwiens, *Strasbourg. Document d'évaluation du patrimoine archéologique urbain*, Tours 1992, Plan n° 11

(注: 市壁拡張区域の斜線は筆者により補充されたものである。)



1200-1262 年のシュトラースブルク

13 世紀前半の市域拡張区域：北側



南側

